

当行は、当行の定める「休眠預金等活用法に関する追加規定」が適用される以下の各預金等について、それぞれ以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 当座預金（一般当座用）（専用約束手形口用）（パーソナルチェック用）

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと。
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく入金専用通帳の発行、繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - a 取引店の変更

2. 普通預金、決済用普通預金

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）。
- (2) 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）。

- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - a 普通預金における預金種別の変更
 - b 取引店の変更

3. 貯蓄預金，納税準備預金

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）。
- (2) 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - a 取引店の変更

4. 期日指定定期預金、スーパー定期預金、変動金利定期預金、定期預金「スーパーV」、大口定期預金、積立式定期預金、積立定期預金、通知預金、定期積金

- (1) 引出し、預入れ、その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）。
- (2) 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性

- b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - a 取引店の変更

5. 総合口座、ランクアップ定期預金（総合口座）

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）。
- (2) 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - a 普通預金における預金種別の変更
 - b 取引店の変更
- (6) 総合口座およびランクアップ定期預金規定にもとづく他の預金等について、上記各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

6. 非居住者円当座預金

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと。
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預

金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。

- a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
- a 取引店の変更

7. 非居住者円普通預金、非居住者円定期預金

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由によりこの預金にかかる預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）。
- (2) 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
- a 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引が無かった場合を除きます。）。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
- a 取引店の変更